

# 令和4年度 第1回農会長会次第

日時 令和4年4月21日（木）18：30～

場所 猪名川町立文化体育館小ホール

## 1 議事事項

(1) 農会長会規約改正及び令和4年度農会長会の役員選出について ······ P 2

## 2 協議事項

(1) 猪名川町農業環境課関係について

- |   |      |
|---|------|
| ① 令和4年度農業環境課職員体制及び農林業関係主要事業の概要について ······ | P 5  |
| ② 令和4年度農会長会関連事務日程について ······              | P 7  |
| ③ 令和4年度経営所得安定対策について ······                | P 8  |
| ④ 令和4年産米の生産目安について ······                  | P 15 |
| ⑤ 転作現地確認について ······                       | P 18 |
| ⑥ 令和4年産そば配布種子について ······                  | P 24 |
| ⑦ 農業用施設改修事業補助金について ······                 | P 26 |
| ⑧ 猪名川町農地バンク制度について ······                  | P 30 |
| ⑨ 有害鳥獣対策等について ······                      | P 32 |
| ⑩ 農作業における野焼きについて ······                   | P 35 |
| ⑪ ドローンによる農薬散布について ······                  | P 36 |

(2) 阪神農業改良普及センター関係 ······ P 38

(3) 農業共済関係 ······ 別冊

(4) 兵庫六甲農業協同組合関係 ······ 別冊

(5) その他

## 猪名川町農会長会規約

### (目的)

第1条 この会は、猪名川町農林業の発展及び農会長相互の連携と研修・親睦を図り、農会長としての資質の向上を図ることを目的とする。

### (名称及び事務局)

第2条 この会は、「猪名川町農会長会」と称し、事務局は町役場地域振興部農業環境課内に置く。

### (組織)

第3条 この会は、猪名川町の農会長を会員として組織する。

### (事業)

第4条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 各集落における農林業についての情報交換。
- (2) 農業知識、技術向上のための研修。
- (3) 農協運営事業への協力。
- (4) その他、この会の目的を達成するための必要な事業。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名・副会長1名。

### (役員の職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会議において議長となり、議事を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

### (役員の選出)

第7条 役員の選出は、会員の互選とする。

### (役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会計)

第9条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

### (その他)

第10条 この規約で定めない事項は、役員会において決定する。

附則 この規約は、平成元年4月1日より実施する。

附則 この規約は、平成7年8月25日から実施する。

附則 この規約は、平成20年4月21日から実施する。

附則 この規約は、平成23年4月19日から実施する。

附則 この規約は、令和2年4月23日から実施する。

附則 この規約は、令和4年4月21日から実施する。

年度 農會長会役員

会 長

副 会 長

猪名川町農会長会規約の一部を改正する規約（案）新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
(役員) 第5条 (略) (1) 会長1名・副会長1名。 (役員の職務) 第6条 (略) (1) (2) (略) <u>(3) ~ (4)</u> 削除	(役員) 第5条 (略) (1) 会長1名・副会長2名・会計1名・監事1名。 (役員の職務) 第6条 (略) (1) (2) (略) (3) 会計は、経理、出納などの会計事務を行う。 (4) 監事は、経理、出納などの会計を監査する。

猪名川町地域振興部農業環境課 職員名簿

令和4年4月1日

職名	氏名	備考
部長	大嶋 武	
課長	春名 恵介	
農業委員会事務局長	佐々木 規文	農業委員会
主幹	中野 智宏	森林里山
主幹	植村 正人	農政・土地改良
副主幹	乾 和範	環境衛生
副主幹	竹内 一真	農政
主査	湯之上 理香	森林里山
主査	増谷 翔子	環境衛生・森林里山
主事	橋岡 美樹	農政
主事	鹿嶽 翔平	農業委員会・有害鳥獣
主事	田中 つばさ	農政

12名

令和4年度 農業環境課所管農林業関係主要事業の概要

一般会計

(単位:千円)

区分	予算額	事業概要
農業委員会費 7,435 (6,665)	7,435	農業委員会事務費
農業総務費 91,695 (91,015)	2,305 89,390	農業総務事務費 人件費
農業振興費 52,895 (61,831)	8,640 1,277 2,671 10,143 11,282 11,352 677 10,750 500 603	農業生産振興対策事業費 農村地域農政総合推進事業費 产地形成振興対策事業費 中山間地域等直接支払事業費 多面的機能支払事業費 有害鳥獣対策推進事業費 環境保全型農業直接支払事業費 新規就農確保事業費 地産地消推進事業費 農地利活用推進事業費
農地費 78,220 (42,276)	78,220	農業用施設改良事業費
林業振興費 55,789 (9,442)	6,308 7,461 42,020	森林保全対策事業費 里山再生整備事業費 治山事業費
合 計	286,034 (211,229)	

\* ( )書きは令和3年度予算

令和 4 年度 事務日程【農政関係】

月	内 容
4	第1回農会長会（4月21日（木））
5	集落転作推進 水稻生産実施計画書及び営農計画書兼水稻共済細目書提出期限（5月13日（金））
6	水稻生産（転作）現地確認（6月中旬）
7	第2回農会長会（7月8日（金）） 夏季農林産物品評会（7月中旬）
8	
9	
10	
11	秋季農林産物品評会（11月3日（祝）） 第3回農会長会（資料配布のみ）
12	
令和 5年 1	第4回農会長会（建物・農機具共済推進大会、1月20日（金））
2	
3	
4	農会長報償金支払（4月下旬）

# 農業者への支援制度

## 経営所得安定対策等 (令和4年度)

### (1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。

#### <1. 戦略作物助成>

##### ● 交付金額（全国一律）

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物※1	35,000円／10a
WCS用稻	80,000円／10a
加工用米	20,000円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて、 55,000円～105,000円／10a

※1 飼料用とうもろこしを含む

#### <2. 産地交付金（県）>（国段階設定）

##### ● 交付金額

取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※の作付け（基幹作のみ）	20,000円／10a
新市場開拓用米の複数年契約 (3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分)	10,000円／10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約 (令和2年・3年からの継続分のみ)	6,000円／10a

※2 有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

<3. 産地交付金(県) > (県段階設定)

「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。「野菜」については、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者への支援。

● 交付金額

対象作物	対象者	交付金額
野菜	農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 ※施設 2.5a 以上、露地 10a 以上作付	3,000円／10a以内
加工用米 (低コスト・高品質化)	加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を1つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が1.0ha 以上（特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は 1/2）④兵庫県認証食品の認証を受けている	10,000円／10a以内
加工用米 (複数年契約)	加工用米を生産する農業者等 ※3年以上の複数年契約を行ったものに限る	12,000円／10a以内
飼料用米 (生産性向上・担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	7,000円／10a以内
飼料用米 (多収品種導入支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	3,000円／10a以内
新市場開拓用米 (担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	5,000円／10a以内

【交付要件】・・・販売農家であること。

※出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるものが必要

## <4. 産地交付金> 町設定

猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

番号	メニュー	交付金額 (10aあたり)	内容 (対象作物等)
1	そば品質確保 加算	15,000円	そば ただし、営農活性化支援事業（次頁参照）に参加するものに限る。 ※3年連続で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする。
2	推奨作物助成 (基幹)	15,000円	黒枝豆、未成熟とうもろこし、自然薯、アスパラガス
3	推奨作物助成 (二毛作)	10,000円	「黒枝豆（早生）とそば」又は「未成熟とうもろこしとそば」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆（早生）又は未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。
4	学校給食加算 (基幹)	12,000円	たまねぎ・はくさい・きゅべつ・だいこん・未成熟とうもろこし・食用かんしょ・食用ばれいしょ・きゅうり・なす・トマト・ねぎ・ブロッコリー ※JA兵庫六甲との事前出荷契約が必要
5	学校給食加算 (二毛作)	5,000円	「未成熟とうもろこしとそば」の組み合わせによる二毛作を行い、未成熟とうもろこしを学校給食へ出荷する場合、未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。
6	基本助成 (一般)	6,300円	野菜、果樹など。永年性作物（果樹）について、3年以内に新植されているものに限る。 (令和2年度以降に植栽されたもの)。 ※推奨助成（4品目）を除く
7	担い手支援 加算	8,000円	野菜、果樹などを出荷する認定農業者及び認定新規就農者。 ※対象作物は項目6と同様

【交付要件】・・・販売農家であること。

※出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるものが必要



令和4年度より、今後5年間（令和4年～令和8年度まで）で一度も水張（水稻作付）が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田となりませんので、何卒ご了承賜りますようお願いいたします。

## 【加算イメージ】

★そば：10aあたり	★未成熟トウモロコシ： 10aあたり
町) 15,000円(そば加算) 県) 20,000円	町) 12,000円(給食加算) 町) 15,000円(推奨助成)
※町) 営農活性化事業 刈取り面積10,000円»	

## (2) 経営所得安定対策

### <1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)>

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物(麦・大豆・そば等)について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

〈そば〉

- 交付金額・・・面積払 13,000円／10a (全国一律)  
※数量払の先払いとして、当年産作付面積に応じて支払い。  
※基準単収の2分の1に満たない場合は対象外。
  
- 数量払 11,690円／45kg (そば、2等の場合)  
※規格外・未検査品については対象外。  
※検査規格の等級区分が1等・2等のみ。
  
- 交付要件・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ  
※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

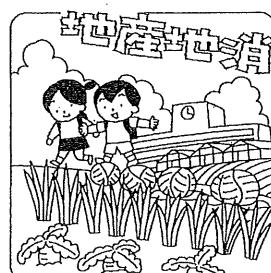
### <2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)>

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティーネットとして実施される。

## 猪名川町営農活性化支援事業(そば助成)

猪名川町営農活性化支援事業の1つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収穫(刈取)面積に応じて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成 10,000円／10a  
団地化加算 10,000円／10a (1団地1ha以上の連坦田)  
(但し、1団の農用地の傾斜が20分の1以上の場合は、0.5ha以上の連坦田も対象とする。)



## 農業者への支援制度

### ～交付金の算出について～

経営所得安定対策や営農活性化支援事業に参加した場合に受け取れる交付金を下記に算出して例示します。（一般的な試算ですので、実際の交付額とは異なります。）

＜例＞そば20a、野菜20aを作付し、全ての作物を出荷する農家の場合・・・

#### ■ そば 20a ■

- ① 産地交付金そば（県域）  $20\text{a} \times 20,000\text{円} \div 10\text{a} = 40,000\text{円}$
- ② 産地交付金そば品質確保加算  $20\text{a} \times 15,000\text{円} \div 10\text{a} = 30,000\text{円}$
- ③ 営農活性化支援事業（刈取り）  $20\text{a} \times 10,000\text{円} \div 10\text{a} = 20,000\text{円}$

$$\therefore \text{そば } ①+②+③ = 90,000\text{円}$$

#### ■ 野菜 20a ■

$$\text{交付金額 } 20\text{a} \times 6,300\text{円} \div 10\text{a} = 12,600\text{円}$$

以上により、交付金総額 102,600円 となります。

なお、経営安定所得対策の交付金は販売農家であることが確認されなければ交付されません。そのため、販売伝票など出荷されたことが確認できる書類が必要になります。

（例）道の駅いながわに出荷される人・・・「出荷者精算書（毎月15日、月末発行）」  
量販店等に出荷している人・・・出荷販売契約書、出荷伝票、売上伝票など  
知人などに販売している人・・・販売を確認できる領収書など  
無人の屋台で販売している人・・・生産記録など

※出荷が確認できない場合（伝票等が提出できない場合）は、交付対象外となります。

※畑作物の直接支払交付金の交付される場合

（認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ）

そば  $20\text{a} \times 13,000\text{円} \div 10\text{a} = 26,000\text{円} \cdots \text{面積払}$   
 $70\text{kg} \times 20\text{a} \times 11,690\text{円} \div 10\text{a} \div 45\text{kg} = 36,000\text{円}$   
 $36,000\text{円} - 26,000\text{円} = 10,000\text{円} \cdots \text{数量払}$   
※平均単収 70kg/10aとした場合

# ■経営所得安定対策 交付申請書 ■記入例■

令和3年産の実績に基づき、「①交付申請者欄」については印字されています。  
記入例にしたがってご記入いただき、記入後、農会長へ提出してください。

申請年月日を  
記入してください。

様式第1号A

## 経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和4年産

継続 新規

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日 年 月 日

生年月日

30年 4月 10日

フリガナ	イナガワ ジロウ	
氏名又は法人・組織名	猪名川 太郎 次郎	
フリガナ		
① 代表者氏名(法人・組織のみ)		
交付申請者欄	(〒 666-0292 )	
住所	川辺郡猪名川町上野字北畠111-1 南畠3	
電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可) 072-766-0001	
法人番号		
【個人又は法人が記載】		
収入保険の加入状況	加入している <input checked="" type="checkbox"/> 加入していない <input type="checkbox"/>	収入保険に加入している 構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数) 有( 人) 無
前年の税務申告の状況	青色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 白色申告 <input type="checkbox"/>	前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載) 各構成員が申告 (組織として申告なし) 青色申告 白色申告
【集落営農が記載】		
経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 (構成員 人) <input type="checkbox"/> 法人	認定状況 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農 (ゲタ・ナラシ対象) <input checked="" type="checkbox"/> 認定なし

住所・氏名を  
確認し、訂正  
される場合は  
訂正してください。

※令和3年度  
より押印廃止  
になっており  
ます。

水田で主食用米以外の作物を作付けし、出荷販売される方が対象。

② 交付申請内容(令和4年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。

交付例	水田活用の直接支払交付金の申請	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請	収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
令和4年産の申請	する <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>	する <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>
(参考)前年産の申請状況			

ゲタ・ナラシ  
は、認定農  
業者、集落  
営農、認定  
新規就農者  
のみ対象で  
す。

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用 例	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
小麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	てん菜	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>
二条大麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	でん粉原料用ばれいしょ	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
六条大麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	飼料用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
はだか麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	米粉用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
大豆	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	WCS用稻	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
		加工用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

交付対象作物について、「ある」「ない」いずれかに○を付けてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

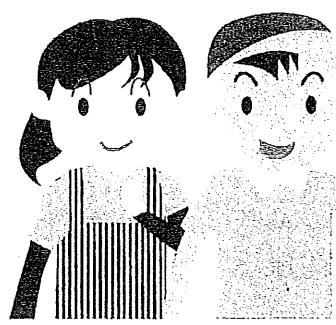
登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり	同意する <input checked="" type="checkbox"/>
交付申請者管理コード	【地域】

※野菜・そばを作付し、申請する場合、「産地交付金」が該当項目です。

変更があれば「変更あり」に○をし、通帳のコピー、口座届出書を添付してください。

「個人情報の取扱い」を確認し、同意いただければ、「同意する」に○を付けてください。

◆裏面については、認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみが該当する項目となっています。  
該当しない農業者については記載しないでください。



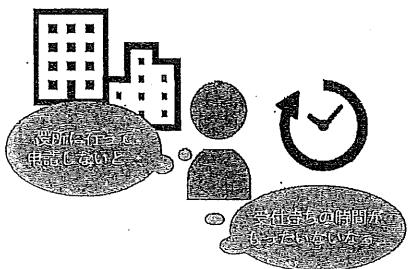
イージー＆スマートに  
ダイレクト申請！

## 農林水産省 共通申請サービス 始まりました



農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました！

### Point 1 自宅のPC、スマホから申請可能に



役所の開庁時間に縛られることなく自宅のパソコン<sup>(※1)</sup>やスマートフォン<sup>(※2)</sup>、タブレットからも申請できます。  
ワンストップ・ワンスオナリー（一度提出した情報は、再提出不要）で手間が省けます。

作業の合間に  
ラクラク！

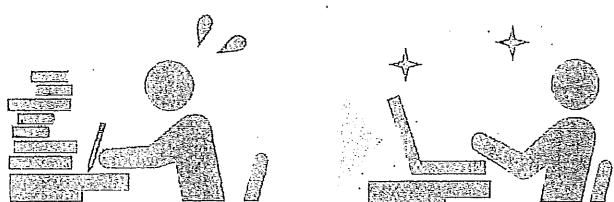


※1 OSは、Windows10（ブラウザはGoogle Chrome、Mozilla Firefox、Microsoft Edge（Chromium）又はmacOS10.14以上（同Google Chrome、Mozilla Firefox、Apple Safari）の動作を保証

※2 OSは、Android9.0以上（同Google Chrome）又はiOS（同Apple Safari）の動作を保証

### Point 2 紙の管理が不要に

申請書類を紙で管理する必要はありません。  
過去の申請情報も利用できるため、申請様式を記入する手間が省けます。



### Point 3 審査状況の確認も簡単

自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することもできます！

もちろん安全対策もしっかり  
要素認証でなりすまし対策を実施しています。

経済産業省が構築した法人共通認証基盤（GビズID）で払い出されるIDを利用します。また、二要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認が行われます。

### 申請可能な手続

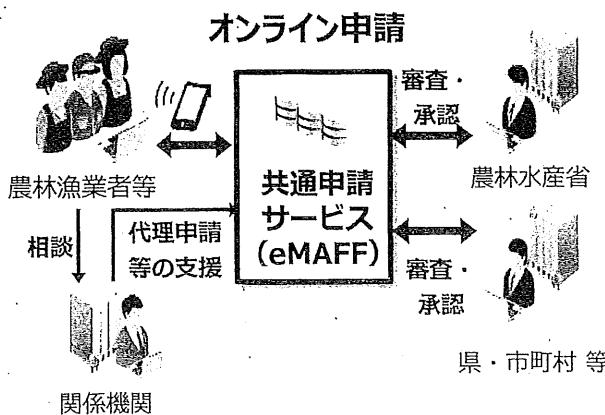
- 認定農業者制度（国・都道府県認定、市町村認定の一部の受付を開始。）
- 経営所得安定対策等制度
- 関税割当制度（乳製品について先行導入。令和3年以降品目拡大）等

### 申請手続き

申請手続きの詳しいことにつきましては、下記までお問い合わせください。

猪名川町役場 農業環境課 農政担当

072-766-8709



(公印省略)  
3兵農活協(水)第25号  
令和3年12月14日

猪名川町地域農業再生協議会長様

兵庫県農業活性化協議会  
会長 澤本 辰夫

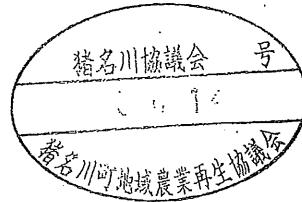
令和4年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用のお願いについて

平素は、本県農業の活性化につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
令和4年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付けに関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。

この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、下記数値を加減等調整して集落単位で提供するかなどを御判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしくお願ひします。

記

- 1 令和4年産主食用米の生産目安：847t（面積換算値：173ha）
- 2 1の算定に当たり用いた単収：490kg/10a



## 【別紙】

## 令和4年産市町別主食用米の生産目安 (全体数量及び面積換算値)

兵庫県における主食用米の生産目安  
(同面積換算値)

150,000 玄米トン  
29,940 ha

市町名	令和4年産市町別主食用米の生産目安			(参考) 令和3年産 生産目安面 積との比較
	玄米トン	面積換算値 ha	ha	
神戸市	9,656	1,886	△ 4	
尼崎市	169	35	△ 3	
西宮市	281	59	△ 5	
芦屋市	4	1	0	
伊丹市	178	36	△ 2	
宝塚市	803	163	△ 4	
川西市	213	43	△ 2	
三田市	4,322	852	0	
猪名川町	847	173	0	
明石市	1,463	283	△ 7	
加古川市	5,481	1,038	△ 4	
高砂市	527	103	0	
稲美町	4,076	779	0	
播磨町	100	20	0	
西脇市	1,408	287	△ 2	
三木市	3,201	660	113	
小野市	4,806	931	32	
加西市	8,020	1,554	△ 4	
加東市	3,618	721	55	
多可町	2,215	473	40	

市町名	令和4年産市町別主食用米の生産目安			(参考) 令和3年産 生産目安面 積との比較
	玄米トン	面積換算値 ha	ha	
姫路市	9,098	1,794	△ 18	
神河町	1,584	336	△ 4	
市川町	1,984	405	△ 13	
福崎町	1,655	325	0	
相生市	859	168	△ 19	
赤穂市	1,968	382	△ 14	
上郡町	1,998	396	0	
佐用町	3,391	689	△ 2	
たつの市	6,269	1,201	△ 33	
宍粟市	4,286	893	△ 17	
太子町	934	180	△ 3	
豊岡市	12,976	2,559	10	
香美町	2,306	478	△ 10	
新温泉町	2,457	502	0	
養父市	3,269	663	△ 11	
朝来市	4,527	905	0	
丹波篠山市	10,741	2,153	△ 4	
丹波市	13,198	2,750	△ 14	
洲本市	3,798	749	△ 13	
南あわじ市	7,333	1,452	△ 39	
淡路市	4,480	892	△ 8	

※端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

## 令和4年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

予定数量	841 t
予定面積	172.0 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	847 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	490 kg/10a

猪名川町地域農業再生協議会

集落番号	集落名	水田面積 (a)	令和4年産米の需要量の関する情報						<参考>令和3年産米の作付状況						
			作付予定面積					そば					水稻		
			主食用米 (a)	3年産との 比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg) (30kg/袋)	(a)	3年産と の比較	作付目標 面積 ① (a)	主食作付 面積 ② (a)	その他 水稻	作付率 ②/①	作付面積 (a)	
1 原		1,301.8	616.4	13.0	0.0	0.0	30,142	1,005	89.2	0.0	577.6	603.4		104.5	89.2
2 内馬場		707.9	242.3	0.0	0.0	0.0	11,848	395	40.7	6.0	256.1	242.3		94.6	34.7
3 民田		784.1	426.2	0.0	0.0	0.0	20,841	695	0.0	0.0	438.3	426.2		97.2	0.0
4 上阿古谷		2,314.9	1,493.6	80.4	0.0	0.0	73,037	2,435	31.6	▲ 8.8	1,479.4	1,413.2		95.5	40.4
5 下阿古谷		1,173.0	721.1	▲ 28.2	0.0	0.0	35,262	1,175	45.9	0.0	746.0	749.3		100.4	45.9
6 北田原		1,302.3	551.2	▲ 16.6	0.0	0.0	26,954	898	0.0	0.0	616.4	567.8		92.1	0.0
7 南田原		1,289.5	525.1	▲ 10.0	0.0	0.0	25,677	856	33.3	33.3	597.5	535.1		89.6	0.0
8 北野		267.4	180.8	7.4	0.0	0.0	8,841	295	0.0	0.0	180.8	173.4		95.9	0.0
9 紫合		2,166.4	1,071.6	27.8	9.5	0.0	52,401	1,747	70.0	▲ 10.0	1,030.5	1,043.8		101.3	80.0
10 柏梨田		497.9	170.1	0.0	0.0	0.0	8,318	277	0.0	0.0	181.4	170.1		93.8	0.0
11 上野		884.9	344.8	0.0	0.0	0.0	16,861	562	86.0	0.0	358.2	344.8		96.3	86.0
12 広根		1,454.9	851.5	▲ 9.5	0.0	0.0	41,638	1,388	0.0	▲ 8.9	855.5	861.0		100.6	8.9
13 銀山		233.4	55.0	0.0	0.0	0.0	2,690	90	0.0	0.0	55.0	55.0		100.0	0.0
14 猪瀬		395.3	129.7	▲ 24.6	0.0	0.0	6,342	211	66.4	24.6	152.5	154.3		101.2	41.8
15 肝川		890.2	471.6	▲ 23.6	0.0	0.0	23,061	769	0.0	0.0	521.3	495.2		95.0	0.0
16 差組		462.5	214.3	▲ 8.6	0.0	0.0	10,479	349	0.0	0.0	235.4	222.9		94.7	0.0
17 万善		945.0	115.4	▲ 27.4	0.0	0.0	5,643	188	44.9	0.0	179.4	142.8		79.6	44.9
18 楓並		3,752.9	1,814.2	28.6	0.0	0.0	88,714	2,957	189.5	▲ 41.7	1,799.6	1,785.6		99.2	231.2
19 木津上		1,342.1	497.7	9.2	0.0	0.0	24,338	811	59.5	10.8	480.7	488.5		101.6	48.7
20 木津		582.0	400.1	10.9	0.0	0.0	19,565	652	0.0	0.0	368.1	389.2		105.7	0.0
21 木間生		547.7	271.4	▲ 4.4	0.0	0.0	13,271	442	0.0	0.0	282.1	275.8		97.8	0.0
22 枯原		1,095.0	452.9	0.0	0.0	0.0	22,147	738	0.0	0.0	480.2	452.9		94.3	0.0
23 林田		711.6	128.4	0.0	0.0	0.0	6,279	209	0.0	0.0	111.2	128.4		115.5	0.0
24 笹尾		1,617.1	687.3	▲ 142.3	0.0	0.0	33,609	1,120	573.8	145.3	843.6	829.6		98.3	428.5
25 清水		864.3	386.1	3.1	0.0	0.0	18,880	629	26.6	0.0	384.4	383.0		99.6	26.6
26 清水東		933.6	601.1	0.0	0.0	0.0	29,394	980	40.1	0.0	621.6	601.1		96.7	40.1
27 仁頂寺		331.6	144.7	8.0	0.0	0.0	7,076	236	0.0	0.0	137.3	136.7		99.6	0.0
28 島		490.4	233.1	0.0	0.0	0.0	11,399	380	15.0	0.0	234.8	233.1		99.3	15.0
29 鎌倉		930.3	540.1	24.8	0.0	0.0	26,411	880	21.2	▲ 21.2	557.0	515.3		92.5	42.4
30 杉生		1,303.2	599.0	0.0	0.0	0.0	29,291	976	0.0	0.0	599.8	599.0		99.9	0.0
31 西畠		893.1	481.7	21.3	0.0	0.0	23,555	785	204.5	▲ 1.4	455.1	460.4		101.2	205.9
32 柏原		2,664.4	1,080.3	58.4	0.0	0.0	52,827	1,761	153.1	▲ 10.0	1,194.3	1,021.9		85.6	163.1
33 農会外		2,215.0	697.2	0.0	0.0	0.0	34,093	1,136	52.8	0.0	596.3	697.2		116.9	52.8
合計		37,345.7	17,196.0	▲ 2.3	9.5	0.0	840,884	28,027	1,844.1	118.0	17,607.4	17,198.3	0.0	97.7%	1,726.1

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス

※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

## 転作現地確認について

令和4年6月中旬頃から町職員及びJA職員による転作田の現地確認を実施いたします。

つきましては、現地確認に先立ち、各農会より提出された水稻生産実施計画書及び営農計画書に基づき、作付け状況を記載した「令和4年度 現地確認票」を各農会長宅へお届けいたしますので、配布されましたら速やかに該当農家に配布していただくと共に、速やかに圃場に掲示していただきますようお願ひいたします。

なお、本年度につきましても前年度に引き続き農会長の立会は中止し、町職員及びJA職員のみで実施いたします。

<現地確認表見本> \*6月上旬に配布予定

令和4年度経営所得安定対策等現地確認票	
地域協議会	008 猪名川町地域農業再生協議会
農協	010 兵庫六甲
市町村	008 猪名川町
地区	001 中谷地区
集落	000 中谷
申請者番号	中谷 0005
地名・地番	キタバタケ11-1
作付面積	550 m <sup>2</sup>
作物名等	トマト

配布されましたら速やかに該当するほ場に掲示してください。

可能な限り、竹杭などで固定し、道路（農道）から視認できるところに掲示をお願いいたします。

## 野帳の記入について

(水稻生産実施計画書及び営農計画書兼水稻共済細目書異動申告票)

- ※ 記入例を添付しております。
- ※ 営農計画書は経営所得安定対策における確認書類としても使用します。

### ■記入の手順■

1. 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等を確認してください。  
※ 営農計画書には、令和3年度の営農計画書の実績が印字されています。
2. 令和4年度の営農計画を記入してください。

#### (1) 水稻の場合

- ① 【水稻作付（申込）面積】欄に面積を記入してください。
- ② 【水稻品種名】欄に品種名を記入してください。

#### (2) 野菜等を作付する場合

- ① 【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ② 【転作等作物名】欄に作付する品目を記入してください。  
※1 複数の品目（野菜）を作付する場合、主な作物1種類のみを記入してください（出荷する場合は、出荷作物名を記入してください）。

※『大豆』は、未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。

また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※2 「黒枝豆（早生）とそば」「未成熟とうもろこしとそば」による二毛作を行わる方は、基幹作（そば）を【転作等作物名】欄に記載し、二毛作（黒枝豆（早生）と未成熟とうもろこし）を【裏作物】欄に記載してください。

③出荷する場合、【出荷販売目的】欄に○を付けてください。

#### (3) 新規需要米・加工用米等を作付する場合

- ① 【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ② 【転作等作物名】欄に作付する品目及び品種名を記入してください。

#### (4) 調整水田又は保全管理の場合

- ① 【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ② 【転作等作物名】欄に「調整水田」又は「保全管理」と記入してください。  
※調整水田は水張して水稻を作付しない水田、又は、分筆をして作付しない水田面積を指し、保全管理は作付をせず草刈等の管理のみをする圃場を指します。

3. 5部複写になっています。切り離さず、農家控えも含め **5枚すべてを提出** してください。

## ■留意事項■

- ① 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等が間違っている場合は、記入例のように訂正してください（実際の耕作者を記入してください）。
- ※記載の名前が経営所得安定対策交付金の交付申請対象者となります。

- ② 「面積」は、アール以下2桁（例：1. 50a）で記入してください。  
1町=100a ・ 1反=10a ・ 1畝=1a

- ③ 「水稻品種名又は転作等作物名」には具体的な品種名又は作物名を記入してください。  
複数品目を作付されている場合は主な作物を記入してください。
- ・出荷する場合 → 出荷作物名を記入してください。
  - ・出荷しない場合 → 主に栽培される作物名を記入してください。

※果樹：植栽年を必ず記入してください。3年以内に新植された永年作物のみ交付対象となります。

※大豆：未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。

枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※やむを得ず作付できない場合は、調整水田、保全管理とご記入ください。

- ④ 出荷販売する場合は、必ず「出荷販売目的」に“○”を記入してください。
- ◆ 経営所得安定対策交付金を申請される農家は、必ずほ場ごとに「出荷販売目的」を記入してください。出荷される場合は『○』、出荷されない場合は未記入となります。
  - ◆ 経営所得安定対策では、出荷が交付要件となっています。そのため、「出荷販売目的」に○を記入されたほ場だけが、交付金の対象となります。
- が記入されていないほ場は、出荷していないということになり、経営所得安定対策交付金の対象なりません。
- ◆ 経営所得安定対策交付金を受けるには、出荷販売伝票、売り上げ伝票、生産日誌などが必要になります。出荷販売伝票等を確認できない場合は、交付金が支払われないことがあります。

- ⑤ 1枚の農地で異なる作物を作付けする場合（「上記分筆」と記入）は、それぞれの作物名と面積を記入してください。

なお、水稻、そば、大豆、枝豆以外に転作作物を作付けする場合は、主要な作物名（出荷する場合は、出荷作物名）を記入してください。

## ■農地の権利の異動等について■

- ① 農地法による許可を受けて、所有権移転をした場合（売買・贈与等）  
(ア) 謾渡人は、譲受け相手先 および 許可年月日を記入  
(イ) 謙受人は、譲渡し相手先 および 許可年月日を記入
- ② 農地法による許可又は届出によって農地転用をした場合（住宅・倉庫等）  
許可または、届出受理年月日を記入
- ③ 公共事業によって買収された場合（道路・河川等）  
契約年月日を記入
- ④ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地の貸し手・借り手の申し出によって利用権の設定・移転計画をとりまとめるもの)で、農業委員会の決定を経て公告することにより農地の貸し借りを行っている場合  
届出年月日を記入
  - \* 営農計画書は、猪名川町に住所を定めている農家が対象です。町外にお住まいの人は、居住地で営農計画書を提出することになります。
  - \* 農地の貸し借りには届出が必要です。
  - \* 農地利用権移動・地籍の面積等の変更について情報提供してもらい、修正しています。

＜問合せ先＞  
猪名川町地域振興部農業環境課  
(農政担当 橋岡・田中)  
TEL 766-8709



## ① 農地の異動に伴う修正記入

卷之三

三

乙

四

11

①農地の異動に伴う修正記入

農地登記簿									
地名・番号		地番		面積		作物等名		備考	
筆番号	地番号	面積	面積	前年水稻引受け面積	申込面積付	小稲品種名	作物名	販売目的	年月日
1 ナタマタ	R3.9.71許可 中合一郎へ所有権移転	1000	100	コシヒカリ	a			5	
2 キタハタ	R3.7.22許可 農地転用(機器用倉庫)	4-5	3-20					4	
3 ミナミハタ	R3.7.1 中合次郎へ利用集積 ミハタ3	3	3	750				4	
4 ミナミハタ	R4.2.20 六瀬花子から利用集積	7	10			トマト		4	
5 ヒガシハタ	R4.1.15 六瀬春子より所有権移転	1	50	890 450		ヒノヒカリ なす		4	

## ②経営所得安定対策(産地交付金)に関する記入

耕 地 番 号	分 筆 番 号	地 名	面 積	本 地 面 積		前年品種 前年水稻 引受面積 a	水 稻 作 面 積 付 a	転 作 面 積 付 a	水 稻 品 種 名 又 は 作物 名 コシヒカリ	転 作 面 積 付 a	出荷販売目的 期	収量等級 目	作 業 手 数 目
				前年水稻 引受面積 a	前年水稻 引受面積 a								
1	キタハタ	1	1	10.00	8.00	8.00	8.00	2.00	調整水田	1.20	枝豆(黒)	○ 4	5
2	キタハタ	4-5	3	3.20						2.00	大豆(黒)	○ 2	4
3	ミナミハタ	3	3		7.50					7.50	トマト	○ 4	5
4	ミナミハタ	7	7							2.10	じゃがいも	○ 2	4
5	ヒガシハタ	1	1		12.50					12.50	くり	○ 1	4

(1) ほかの農業者へ農用地利用権を移した場合

→ 令和3年度の実績に基づき記載されています。  
該当圃場を取り消し線で消し、移転先の農業者名  
動項目を記載してください。

(2) ほかの農業者から農用地利用権を取得した場合

→ 新しく取得した農地の地名・地番、面積を記載してください。また、移転前の農業者名、してください。記載後、令和4年度の作付計画を記載してください。

複数の野菜を作付する場合、主な作物

（例）春にトマト、キュウリ、秋にダイコ  
・ハクサイを植える計画の場合、「トマト」のみ書く。

出荷販売される場合は【出荷販賣】欄に必ず「○」を記入してください。

※経常所得安定対策の交付金の交付対象となりますが、※給食用に作付・出荷する場合は官農情報欄

卷之三

果樹は植栽年を必ず記入してください。  
3年以内に新植された場合のみ、交付金が交付されます。

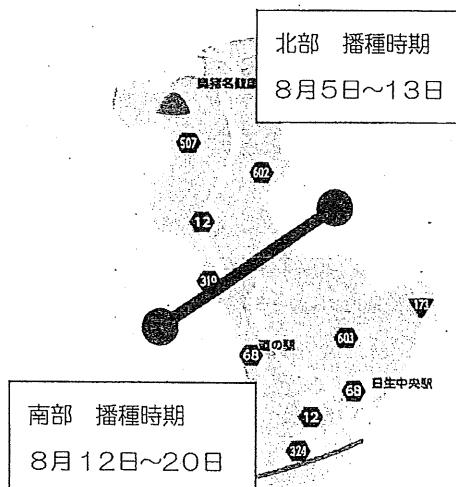
# 令和4年産そば

## 配布種子について(案)

猪名川町では「赤花そば」について、平成11年度より導入し、これまで「ブランド化」を図ってきた経緯から、今後についても品種を保持しながら、猪名川町のブランドとして「赤花そば」を継承していきます。

播種時期につきましては、下記のとおり北部と南部で分けて設定しておりますので、播種時期を厳守いただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

また、そばは天候や排水対策等により出来高が左右されやすいため、徹底した排水対策等をお願いいたします。



·····【播種時期8月5日から13日】·····

笹尾、清水、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、  
 西畠、柏原

·····【播種時期8月12日から20日】·····

原、内馬場、民田、上阿古谷、下阿古谷、北田原、  
 南田原、北野、紫合、柏梨田、上野、広根、銀山、  
 猪渕、肝川、差組、万善、楓並、木津上、木津、  
 木間生、栄原、林田

### 《赤花そば》

夏まき（秋そば栽培）。生育日数70日前後。

但馬地域在来種。

★刈取り時期を北部と南部では時期を分けているため、播種時期の徹底をお願いします。



## 栽培の目安

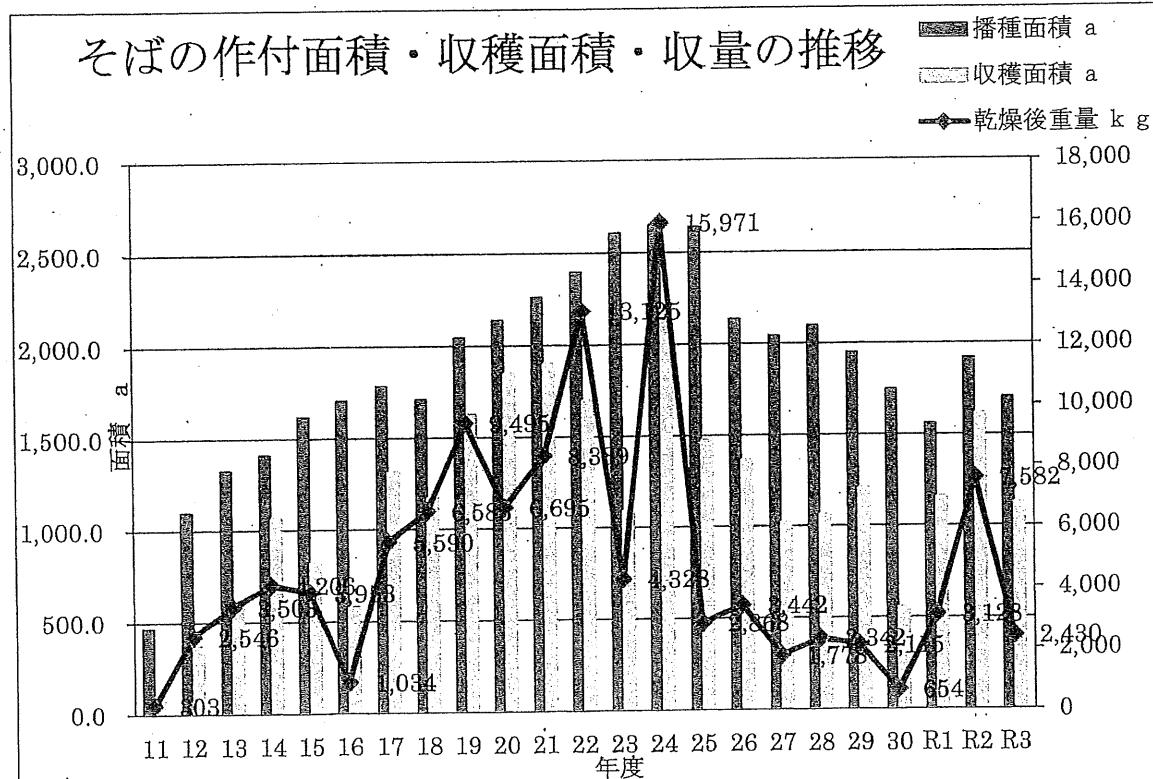
栽培 管理	7月		8月			9月			10月			11月		
	中 旬	下 旬	5 ～ 13 日	12 ～ 20 日	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	
ほ 場 準 備	排 水 対 策	耕 起 ・ 碎 土	畝 立									刈 取 り	刈 取 り	乾 燥 ・ 調 整
北部				播 種	発 芽	→	開 花	→	→	→	→	成 熟		
南部				播 種	発 芽	→	開 花	→	→	→	→	成 熟		

★湿害に極めて弱いため、排水対策の徹底をお願いします。

⇒明渠と排水口は必ずつなげてください。

★播種時期の厳守及び肥培管理をお願いします。

※播種が遅れると、刈取りが出来ない場合があります。



# 猪名川町農業用施設改修事業補助金

## 補助金の概要

農業用施設の修繕箇所の増加、老朽化対策として地元施工による農業用施設の改修・修繕費用の一部を補助する事業を新たに創設しました。

## 補助額

工事費用の1／2以内 ※千円未満切捨て

- ・10万円以上の工事が対象、補助金の上限額は100万円まで
- ・町の予算の範囲内での交付となりますので、要望箇所が多数の場合、緊急性の高い施設から順に対象といたしますのでご了承ください。

## 補助対象者

農業用施設の管理者又は利用している農業者及び農業者団体

## 補助対象施設

農業用用排水路、農業用道路、井堰（河川管理者と協議済みのもの）、農業用ため池などの農業用施設

## 補助対象事業

以下に掲げる全ての要件を満たす事業。

- ①修繕等に要する工事費の額が10万円以上の事業であること。
- ②受益戸数2戸以上の農業用施設であること。
- ③草刈りや泥上げ等の維持管理が適正に行われている農業用施設であること。
- ④当該農業用施設を修繕するに当たり、国、地方公共団体等による補助を受けていないこと。
- ⑤通常の維持管理として行うべき工事又は適正な管理を怠ったことによる修繕工事でないこと。

## 申請開始日

令和4年度事業(1次受付)：令和4年5月2日から6月30日まで

令和4年度事業(2次受付)：令和4年7月1日から

※令和5年3月31日までに工事が完了していないと補助対象となりませんのでご注意ください。

※1次受付については、要望箇所が多数の場合、緊急性の高い施設から順に対象といたしますのでご了承ください。緊急性が低い施設や2次受付については、令和5年度に先送りする場合があります。

令和5年度事業：令和4年9月末までに役場までご相談ください。

※令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間内に工事を行う場合、工事内容や工事箇所を事前に役場農業環境までご相談ください。

## 【お問い合わせ】

猪名川町役場 農業環境課 農政担当

電話：072-766-8709(平日8:45～17:30)

住所：猪名川町上野字北畠11番地の1

予算に限りが  
あります！  
申請はお早  
めに！！

# 補助金 申請手続のながれ(令和4年度)

## ①事前相談 (申請者→町)

適用対象かどうかの有無、工法等について事前に相談してください。  
(令和4年度は、町の予算の範囲内の交付になりますので早期に相談してください)

## ②補助金の交付申請 (申請者→町)

交付申請書(様式第1号)、位置図、平面図、現況写真、誓約書(様式第2号)、受益者の同意書(様式第3号)、見積書(3社以上)、その他関係書類を提出してください。

## ③補助金の交付決定 (町→申請者)

現地調査等による審査の上、交付決定通知書(様式第4号)を送付しますので、業者に依頼してください。

## ④申請内容の変更 (申請者→町)

申請内容、工事額等の変更があれば交付変更申請書(様式第5号)、変更内容を証明する書類(金額変更の見積書等)を提出してください。

## ⑤補助金の変更交付決定 (町→申請者)

承認の可否を審査し、交付変更決定通知書(様式第6号)を送付します。

## ⑥実績報告書類の提出 (申請者→町)

工事が完了したら、実績報告書(様式第7号)、支払領収書の写し、工事写真(着工前、施工状況、工事完了後)、交付請求書(様式第9号)、その他の書類を添付して提出してください。(工事完了後30日以内もしくはその年度の3月31日までに提出)

## ⑦補助金の確定通知 (町→申請者)

交付決定の内容に適合すると認めた場合交付確定通知書(様式第8号)を送付し、指定口座に振り込みを行います。

## 農業施設改修事業補助金の Q&A

Q. どのような水路・農道が補助金の対象になるのですか？

A. 登記上の法定外公共物（赤線、青線）の修繕・改修・更新等が対象となります。例えば、老朽化して水漏れしている法定外公共物の素掘り水路をコンクリート製水路に更新することなどの工事が対象となります。ただし、老朽化していても破損等もなく、営農に支障をきたしていない施設は対象となりませんのでご注意ください。

Q. どのような費用が補助金の対象となりますか？

A. あくまで、工事費のみが対象となります。測量費、設計費、補償費、用地費などの工事以外の経費は補助対象なりません。また、工事により交通規制が必要な場合などは、必要最低限の交通誘導員の経費を計上できます。そのほか、過剰な更新、必要以上の過度な改修と思われる経費は対象外となりますのでご注意ください。

Q. 農業用の水路が途中で町道の道路側溝に流入していますが、道路側溝も対象になりますか？

A. 町道、県道の道路敷地内の水路は対象になりません。但し道路占用として許可がされている施設は所有・管理しているものとみなされるので対象となります。

Q. 災害で被災した施設は対象になりますか？

A. 可能ですが災害で被災した場合、国の補助率が高い災害復旧事業で申請することをお勧めします。なお過去の災害で被災していた場合は、災害復旧事業では申請できませんので、その場合は役場にご相談ください。

Q. 1年で何回も申請できますか？

A. 管理している施設が同じ申請者、受益者である場合は1年に1回限りです。

Q.修繕する箇所が点在していますが申請できますか？

A.点在している箇所が、同じ管理者・受益者である場合はまとめて申請できます。

Q.農道を拡幅したいのですが対象になりますか？

A.拡幅などの農道の機能を拡大することはできません。但し路肩が崩壊しているなどでブロック積等で復旧することは可能です。

Q.農道の舗装工事はできますか？

A.農道については、陥没、路肩崩壊などの補修が対象で必要最低限の復旧しかできません。未舗装の農道をコンクリート舗装やアスファルト舗装することはできません。

Q.1社しか見積が徴収できないのですが？

A.ため池、井堰の改修等のゲートバルブなど既存の製品と整合する必要がある場合など、特殊なケースを除き、3社以上で見積徴収し見積最低金額の業者に依頼してください。

Q.水路・ため池等の転落防護柵を設置できますか？

A.施設の更新・改修の費用のみ適用となりますので計上できません。

Q.ため池の浚渫はできますか？

A.維持管理とみなされる場合は対象になりませんが、業者に依頼しなければできない浚渫工事は対象となります。

Q.見積を依頼する業者は町内業者でないといけませんか？

A.町内業者でないといけないということはありません。知り合いの業者でも結構です。

その他、詳しいことは下記までお問い合わせください。

猪名川町農業環境課農政担当 072-766-8709



## 猪名川町農地バンク制度

「農地バンク制度」とは、所有者が耕作、管理できなくなった農地の売買、貸借に関する情報を収集し、農地の利用希望者へ農業委員会が窓口となって、広く提供する制度です。農業委員会は、登録された農地情報を就農希望者や規模拡大農業者へ公表、提供し、新規就農者の就農促進、農地の集積、集約、耕作放棄地の発生防止、解消など農地の有効利用の促進を目的としています。

農地バンクイメージ図



### 農地所有者(農地を卖いたい、貸したい方)

農地に係る所有権、その他の権利により当該農地の売買、貸付を行うことができる者で、主に

- (ア)高齢等により耕作が困難な方で、農地が荒廃、遊休化している、または、将来その可能性のある方
- (イ)農地を所有しているが、自分で耕作、管理する時間がない方
- (ウ)後継者や農業従事者不足等により、経営規模を縮小したいと考えている方

### 登録できる農地の要件

- (ア)猪名川町内の市街化調整区域内の農地(市街化区域内農地は除く)
- (イ)貸付または取得時に、耕作の妨げとなる権利設定(賃借権、特定作業受託等)がされていない農地
- (ウ)田または畠であり、境界が明確な農地
- (エ)不動産業者等の介入物件でない農地

## 農地利用希望者(農地を借りたい、買いたい方)

- (ア)貸借にあっては、1,000m<sup>2</sup>以上、売買にあっては、1,000m<sup>2</sup>(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地にあっては、3,000m<sup>2</sup>)以上の経営農地面積を有する者で、かつ、耕作する全ての農地を適正に管理することができ、地域と協調した農業経営、又は地域活動ができる者
- (イ)新規就農者の場合は、農業経営の実務経験、研修経験を有していると認められ、猪名川町及び猪名川町農業委員会の農地相談を受けた者

## 登録農地の抹消

- (ア)農地登録者から登録農地の抹消届があつたとき。
- (イ)登録農地に係る所有権その他権利の異動があつたとき。
- (ウ)申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (エ)前各号に掲げるもののほか、農業委員会が登録を抹消する必要があると認めるとき。

## 農地の維持管理

農地バンクに登録された農地に関する売買又は貸借の契約が成立するまでの間は、当該農地の維持管理は、農地登録者が行っています。

## 媒介行為等

農業委員会は、農地登録者及び農地利用希望者との農地に関する交渉並びに売買又は貸借の契約の媒介並びに代理する行為には、関与しません。

### 【お問い合わせ先】

猪名川町農業委員会事務局(農業環境課内)

TEL:072-766-8709 FAX:072-766-7725

詳しくは、猪名川町HPを検索！

猪名川町農地バンク



# 有害鳥獣被害対策について

猪名川町では、シカ・イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の発生防止や軽減を目的として、以下の制度を設けています。

## 1. 資材購入費の助成事業

有害鳥獣による被害対策に使用する資材を購入する個人、法人、農会を対象に、次のような助成制度を設けています。

### (1) 鳥獣被害防止柵購入助成

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>町内に住所を有し、農業を営む個人又は法人</li><li>現に農作物被害を受けている、又は受け恐れがある者</li><li>同一年度に本人又は同一世帯員が、この補助金を受けていないこと</li><li>過去8年以内に同一農地で本事業又は国・県等の補助を受けていないこと</li><li>町税の滞納がないこと</li></ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費</li></ul>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"><li>購入費用（税抜き）の1／2以内で、上限額は次の区分のとおり ①個人で、生産した農作物をJA 兵庫六甲、道の駅いながわ等へ出荷している（予定含む）もの：5万円 ②①以外の個人で、自己所有農地で営農するもの：3万円 ③法人：10万円</li></ul>
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>資材購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出</li></ul>
申請受付開始	<ul style="list-style-type: none"><li>4月1日から受付中（予算に達し次第終了）</li></ul>

### (2) 箱わな購入助成

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>各地区農会</li></ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>シカ・イノシシ用の箱わなの購入に要する経費</li></ul>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"><li>購入費用（税抜き）の1／2以内。上限5万円</li></ul>
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>箱わな購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出</li></ul>
申請受付開始	<ul style="list-style-type: none"><li>4月1日から受付中（予算に達し次第終了）</li></ul>

## 2. 有害鳥獣の捕獲

### (1) 鳥獣被害対策実施隊による捕獲

有害鳥獣の捕獲には、狩猟免許や町の捕獲許可が必要で、たとえ被害にあい困っていても、資格のない人が無暗に捕獲することはできません。猪名川町では「猪名川町鳥獣被害対策実施隊」を組織しており、農会から申請があると町から指示を出し、銃猟・わな猟の方法によりイノシシやシカの捕獲を行います。

捕獲を希望される場合は、各地区の農会長から農業環境課へ申請が必要ですので、詳しくはご相談ください。

### (2) イノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」、「囲いわな」の貸出し

町で所有しているイノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」や「囲いわな」を、農会からの申請により貸出しています。農会で町から箱わな等を借り、(1)の捕獲申請をしていただく事で、わな免許所持者がいない農会でも実施隊員による捕獲活動が可能となります。貸出しを希望される農会は、農業環境課までご相談ください。なお、箱わな等の貸出し・使用に係る役割分担として、地元農会の皆様には次の事項のとおりご協力をお願いいたします。

農会の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>設置する場所の地権者との調整</li><li>設置の補助（仕掛けのセットは除く）</li><li>箱わな等設置後の餌付けと見回り</li><li>捕獲できた時の実施隊員への連絡 など</li></ul>
実施隊員の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>わなの仕掛けのセット</li><li>捕獲した個体の処分 など</li></ul>
貸出対象	農会又は自治会
貸出期間	原則6ヶ月以内（※希望が重複する場合は一旦返却等の調整をお願いする場合があります。）
貸出数量	1農会等につき、原則1基まで（※転貸不可）
わなの大きさの自安 (組み立て後)	(箱わな) 幅 1.00m×奥行 2.00m×高さ 1.00m (囲いわな) 幅 4.00m×奥行 4.00m×高さ 2.13m ※借用の際は軽トラック等の車両をご用意ください。

### (3) アライグマ、ヌートリア捕獲用の捕獲箱の貸出し

特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアによる農作物被害を減少させるため、捕獲箱の貸出しを行っています。貸出しを希望される場合は、農業環境課までご相談ください。

対象者	貸出台数	貸出期間	留意事項
自治会・農会	2基まで	3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"><li>返却期日は厳守してください。</li><li>期間の延長は、再度申請が必要です。</li></ul>
個人	1基	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"><li>捕獲できたら農業環境課までご連絡ください。</li></ul>

### 3. 鳥獣対策センター派遣支援事業の結果報告について

令和3年度に柏原集落にて実施しました当事業につきまして、派遣センターである株式会社野生鳥獣対策連携センターより結果報告会のDVD及び冊子の提供がありましたので、各農会へ配布いたします。被害を受けている農地や農作物の被害対策や、被害を与える個体（イノシシ、シカ）をより効果的に捕獲・駆除するにはどうしたらよいかなどの内容となっておりますので、地区の獣害対策をご活用ください。

### 4. 年度別捕獲実績

年 度	アライグマ	ヌートリア	シカ	イノシシ	合 計
H24 年度	41	2	18	6	67
H25 年度	88	10	14	9	121
H26 年度	131	18	34	37	220
H27 年度	52	3	55	50	160
H28 年度	52	5	59	59	175
H29 年度	109	26	73	63	271
H30 年度	122	7	92	144	365
R元年度	67	0	89	73	229
R2 年度	157	0	94	114	365
R3 年度	132	1	85	36	254

### 5. 「鳥獣被害対策マニュアル」の配布について

町で作成した鳥獣被害対策マニュアル(別添)を、各農家向けにお配りしますのでご活用ください。

# 農作業における野焼きについて

## ～周辺の生活環境に十分配慮しましょう～

近年、野焼き（野外焼却）から発生する煙や臭いに対する苦情が増えています。

農業を営むために必要な野外焼却であったとしても、周辺の生活環境に対する十分な配慮が必要です。

農作業における野焼きについては、次の事項に留意のうえ、周辺環境との調和を図ってください。

### ○廃棄物の野外焼却は原則禁止です

廃棄物を野外で焼却することは、原則、法律で禁止されています。

### ○野外焼却の禁止には例外規定があります

次の場合は法律に定められた例外として、野外焼却が認められています。

- ① 国等公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
- ② 災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの
- ③ 風俗習慣、または宗教上の行事を行うもの
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ⑤ たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの

### ○周辺の生活環境への配慮が必要です

例外とされた行為であっても、むやみに燃やしてよいということではありません。気象条件や時間帯、焼却量によっては、大量に発生する煙や臭いが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。（※住宅や交通量の多い道路に近いところでは特に注意が必要です。）

例外として認められた野外焼却をする際には、次の点を参考にして、周辺の生活環境に十分配慮したうえで行ってください。

- ・草はよく乾燥させて、少量ずつ燃やしてください。
- ・できるだけ風のない日を選んでください。
- ・時間帯に配慮してください。
- ・野外焼却以外に適切な方法がとれる場合は、できる限り、周辺環境との調和が図られる方法を優先してください。

#### 【問い合わせ先】

役場農業環境課環境衛生担当

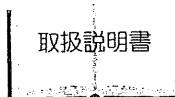
TEL 766-8709

# ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 航空法に基づく飛行の許可・承認手続きについて

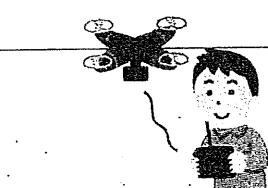
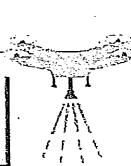
令和元年7月、農業用ドローンの利活用拡大に向けて各種規制の見直しが行われました。今後、ドローンを使って農薬等を散布する場合には、以下を参照ください。

事前に国土交通省への許可・承認の申請を行ってください。

- ドローンを用いて農薬等を散布する場合には、散布予定日の少なくとも10開庁日前までに申請を行ってください（オンライン申請、郵送又は持参）。
- 許可・承認の申請の際には、①ドローン機体の機能・性能、②操縦者の飛行経験・知識・技能、③空中散布に係る安全確保体制（飛行マニュアルなど）に関する資料の提出が必要です。



①機体の機能・性能

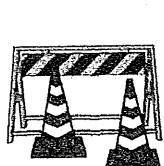


②操縦者の飛行経験・知識・技能

国土交通省



許可・承認の申請



③安全確保体制



- 機体の機能・性能に関する資料の一部の省略  
→ 「資料の一部を省略できる無人航空機」を使用する  
<http://www.mlit.go.jp/common/001261997.pdf>
- 操縦者の飛行経験・知識・技能に関する資料の一部の省略  
→ 「無人航空機の講習団体及び管理団体」の講習を受講する  
<http://www.mlit.go.jp/common/001220070.pdf>
- 空中散布に係る安全確保体制に関する資料の一部の省略  
→ 「航空局標準マニュアル（空中散布）」を使用する  
<http://www.mlit.go.jp/common/001301400.pdf>

許可・承認の申請は代表者（代行者）による申請も可能で、  
ドローン販売店等でも受け付けている場合があります。

航空法の許可・承認手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。

航空局ホームページ [http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr10\\_000042.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html)

無人航空機ヘルプデスク ☎ 03-4588-6457 (受付時間：平日午前9時～午後5時まで)

## 農薬散布の空中散布に関する留意事項

農薬散布を行う際には、農薬ラベルの記載事項を守るとともに、あらかじめ農薬の空中散布に係る安全ガイドラインに記載の留意事項を確認してください。



### <ガイドラインの主な留意事項>

- ・ほ場周辺の地理的状況（住宅地、水道水源等）、耕作状況（収穫時期、有機農業が行われているほ場等）等を十分に勘案し、実施除外区域の設定や散布薬剤の種類、剤型の選定などを含めた散布計画の作成
- ・実施区域周辺（公共施設、民家、巣箱を設置している養蜂家、有機農業に取り組む農家等）への事前情報提供
- ・実施区域内への第三者の侵入防止
- ・空中散布時の留意事項
  - －風向きを考慮した飛行経路の設定
  - －散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）は、機体メーカーが取扱説明書等に示した散布方法を参考に行う。
  - －散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を隨時確認しながら、散布区域外への飛散（ドリフト）が起こらないよう十分に注意する。

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン  
[http://www.maff.go.jp/j/syoun/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507\\_heri\\_mujin-115.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syoun/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mujin-115.pdf)



日中・夜間の目視内、又は日中の目視外での空中散布において、立入管理区画の設定等を行えば、操縦者の補助を行う者（ナビゲーター）を配置する必要はありません。

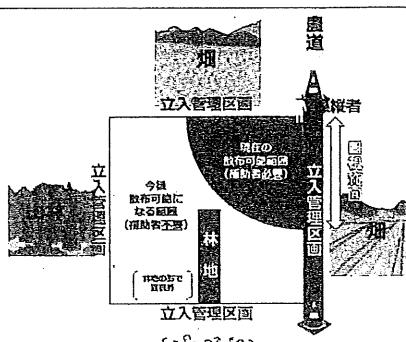
● 詳細は航空局標準マニュアルを参照ください。

航空局標準マニュアル（空中散布）  
<http://www.mlit.go.jp/common/001301400.pdf>



マニュアルの安全体制をとれば、人の手を借りなくても済むな。

ご近所へのお知らせと田んぼ周りの注意喚起はしっかりとお願ひね。



<立入管理区画の設定イメージ>

### 【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課 03-3502-8111(内線4562)

## 令和4年度 阪神農業改良普及センターの活動体制

### (1) 職員

所属課名及び職名	氏 名	指導項目	業務担当
所長	石田 和香子	花き	総括
地域・経営課長	石部 さやか	野菜	普及企画、農業公害・災害、鳥獣害
農政専門員	三宅 元一	花き	新規就農相談、PPV対策
担当課長補佐	中谷 隆文	果樹、主作・農業機械	三田市、集落営農推進
普及主査	中島 剛	畜産、農業経営	宝塚市、制度資金、認定農業者
普及主査	初田 源一郎	野菜、茶	猪名川町
普及主査	高田 ちさ子	野菜	尼崎市、西宮市
普及主査	田中 知美	農産物活用	男女共同参画、農村女性起業
主任	池田 隆直	花き	川西市、農村整備
職員	佐野 翔平	花き	伊丹市、芦屋市、土壤測定診断
職員	寺田 栄由	果樹	植物防疫
職員	黒田 瑞希	野菜	情報・ネットワーク、環境創造型農業・有機農業
県政推進員	佐藤 江美		事務補助

### (2) プロジェクトチーム

課題名：生産から消費を結ぶ新たな仕組みづくり

対象名：黒大豆枝豆生産者

担当課名：地域・経営課

チーフ	チーフ員	指導項目	所属(課)名
初田 源一郎	中谷 隆文	果樹、主作・農業機械	地域・経営課
	初田 源一郎	野菜、茶	地域・経営課
	田中 知美	農産物活用	地域・経営課
	佐野 翔平	花き	地域・経営課
	黒田 瑞希	野菜	地域・経営課